

山口市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、山口市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山口市教育振興基本計画策定に関わる助言及び提言
- (2) その他基本計画に関する事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市民のうちから公募により選出された者
- (4) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的が達成した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。